

平成21年3月31日

各位

消費者支援基金運営委員会

第4回消費者支援基金助成金交付決定に関するお知らせ

消費者支援基金運営委員会（委員長：松本恒雄一橋大学大学院法学研究科教授）は、この度開催された消費者支援基金運営委員会において、下記のとおり助成対象団体を選出し、助成金交付を決定しましたので、お知らせいたします。

尚、本件は平成21年1月26日に助成金を振り込んでおり、お知らせが遅れたこと、お詫び申し上げます。

記

1. 助成金交付について

消費者支援基金では、特定非営利活動法人消費者支援機構関西からの申請書類の提出がありました。申請を受けて、開催された運営委員会の審議の結果、同団体に助成金交付を決定しました。

2. 助成金交付の内容

団体名	金額	活動内容
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	980,400 円	貸金業者のニューファイナンス㈱に対する不当な勧誘行為・契約条項の差止を申し入れる活動、早期完済違約金条項を内容とする金銭消費貸借契約の締結行為の差止及び同行為の予防措置の請求。